



兵庫労働局発表
平成26年9月1日

報道関係者 各位

[照会先]
兵庫労働局労働基準部
賃金課
課長 福丸 裕久
専門監督官 箕笹 幸介
TEL 078-367-9154

兵庫県最低賃金を776円に引上げを決定 発効日は平成26年10月1日

兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、兵庫労働局長（中山 明広^{なかやま あきひろ}）が兵庫地方最低賃金審議会（会長 鳥邊 晋司^{とりべ しんじ}（兵庫県立大学大学院教授）。以下「審議会」という。）に対し諮問を行ったところ、平成26年8月5日に同審議会から、兵庫県最低賃金を15円引き上げ、時間額776円とする答申がなされ、これを受けて兵庫労働局長は、所要の手続を経て、兵庫県最低賃金を時間額776円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額 776 円
引 上 げ 額	15 円
発効日	平成 26 年 10 月 1 日

- 1 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業場で働く労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。
- 2 次の金額は最低賃金に算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3 添付書類

最低賃金の改正決定に関する公示(兵庫労働局最低賃金公示第2号)

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月1日

兵庫労働局長 中山 明広

第4号中「1時間761円」を「1時間776円」に改める。